

（傍線部分は改正部分）

改 正 案					現 行					
目次（略）					目次（略）					
第10章 秘密文書等の管理 （秘密文書等の管理）					第10章 秘密文書等の管理 （秘密文書等の管理）					
第28条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）又は重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）については、次の各号に掲げる種類に区分し、指定する。					第28条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）については、次の各号に掲げる種類に区分し、指定する。					
一・二（略）					一・二（略）					
2～10（略）					2～10（略）					
別表第1 行政文書の保存期間基準					別表第1 行政文書の保存期間基準					
事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯										
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5)（略）		20年	・官報	1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5)（略）		
		(6)官報公示 その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）					(6)官報公示 その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	
		(7)（略）						(7)（略）		
2	条約その他の	(1)～(5)（略）		20年	・官報	2	条約その他の	(1)～(5)（略）		
		(6)官報公示	官報公示に関する					(6)官報公示	官報公示に関する	

改 正 案						現 行					
	国際約 束の締 結及び その経 緯	その他の 公布	文書その他の公布 に関する文書（二 の項二）	（保存期間 満了時の措 置を廃棄の 措置と定め た文書（経済 協力関係等 で定型化し、 重要性がな いもの）につ いては30年）			国際約 束の締 結及び その経 緯	その他の 公布	文書その他の公布 に関する文書（二 の項二）	（保存期間 満了時の措 置を廃棄の 措置と定め た文書（経済 協力関係等 で定型化し、 重要性がな いもの）につ いては30年）	
3	政令の 制定又 は改廃 及びそ の経緯	(1)～(5) (略)				3	政令の 制定又 は改廃 及びそ の経緯	(1)～(5) (略)			
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する 文書その他の公布 に関する文書（一 の項ト）	20 年	・官報			(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する 文書その他の公布 に関する文書（一 の項ト）	20 年	・官報の写し
		(7) (略)						(7) (略)			
4	省令そ の他の 規則の 制定又 は改廃 及びそ の経緯	(1)～(4) (略)				4	省令そ の他の 規則の 制定又 は改廃 及びそ の経緯	(1)～(4) (略)			
		(5)官報公示	官報公示に関する 文書（一の項ト）	20 年	・官報			(5)官報公示	官報公示に関する 文書（一の項ト）	20 年	・官報の写し
		(6) (略)						(6) (略)			
5～13 (略)						5～13 (略)					
その他の事項						その他の事項					
14	告示、 訓令及 び通達 の制定 又は改 廃及び	(1)告示の立 案の検討 その他の 重要な経 緯（1の 項から13	①～⑤ (略)			14	告示、 訓令及 び通達 の制定 又は改 廃及び	(1)告示の立 案の検討 その他の 重要な経 緯（1の 項から13	①～⑤ (略)		
			⑥官報公示に関す る文書（二十の 項ハ）	10 年	・官報				⑥官報公示に関す る文書（二十の 項ハ）	10 年	・官報の写し

改 正 案					
	その経緯	の項までに掲げるものを除く。)			
		(2) (略)			
		15～24 (略)			
備考 (略)					

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方
(略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)及び特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令(令和7年政令第26号)及び重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適格事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準(令和7年1月31日閣議決定)を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5)～(6) (略)

現 行					
	その経緯	の項までに掲げるものを除く。)			
		(2) (略)			
		15～24 (略)			
備考 (略)					

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方
(略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5)～(6) (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第10章、別表第2の重要経済安保情報に係る規定については、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行の日（令和7年5月16日）から施行する。